

答 申 書

(答申第16号)

平成11年7月14日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対応する公文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 (省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の内容（以下「本件請求内容」という。）は、別紙1に掲げるとおりであり、北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件請求内容に係る公文書（以下「本件公文書」という。）はいずれも不存在であるとして北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるといものであるから、本件公文書が存在しない旨の通知の妥当性について判断することとする。

(2) 本件処分について

ア 条例第2条第2項は、この条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているものをいうと定めている。

したがって、条例にいう公文書に当たるためには、(1)実施機関が作成し、又は取得した文書等であること、(2)実施機関が管理していること、の二つの要件を充たすことが必要である。そして、開示請求に係る公文書が存在しない場合にあっては、実施機関は、条例第17条の規定に基づき当該公文書が存在しない旨の通知をすることとされている。

イ 異議申立人は、本件公文書が実施機関に存在する旨主張する。

しかしながら、そもそも異議申立人が本件公文書に記録されているとする内容は、実施機関の職務権限からすれば、通常ありえないことであり、したがって実施機関が本件公文書を作成し、又は取得していることは考えられない。実施機関の説明によっても、実施機関では本件公文書を作成し、又は取得しておらず、したがってまた管理もしていないことが認められる。

以上のことからすれば、本件公文書は、そもそも実施機関に存在しないと考えるのが合理的であり、また、他に実施機関に本件公文書が存在するとうかがわせるに足りる資料等もない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 5 月 20日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 5 月 24日 (第12回 審査会)	○ 審議
平成11年 6 月 21日 (第13回 審査会)	○ 答申案の審議
平成11年 7 月 14日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

平成〇年〇月に、北海道知事掘達也が自ら保有する個人情報を乱用し、開示請求者の身上、身辺及び思想、信条、宗教を調査するように指示した通達書。又は、依頼した文書、メモ及び口頭陳述。